平成２５年（フ）第２３７号
長野県松本市大字寿豊丘375番地４
債務者　森　　朗
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　勝志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５８６２号
大阪市城東区森之宮１丁目５番1119号
債務者　白　　光
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時
５　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８０号
茨城県水戸市堀町2067番14コーポ新田Ｃ棟201号、住民票上の住所埼玉県川口市芝中田２丁目23番７号田中荘２―10号
債務者　五十嵐静江
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石橋　真一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２６号
福井市開発２丁目307番地、住民票上の住所福井県あわら市下金屋第29号23番地53
債務者　寿し処もりしげこと　森重　竜治
１　決定年月日時　平成26年２月20日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野条　泰永
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
静岡県浜松市浜北区中瀬1022番地の１
債務者　大竹　裕子
１　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木慎吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３号
佐賀県唐津市旭が丘12番５号
債務者　小野　和吉
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川島　雄輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２１６０号
札幌市北区篠路８条４丁目１番59号　エスポワールＡ１号
債務者　岩井　幸子
１　決定年月日時　平成26年２月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　忠之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３号
山口県周南市大字大島1084番地
債務者　徳田　博昭
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　通山　和史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０号
北海道苫小牧市住吉町１丁目４番４―107号
債務者　岡元　高明
１　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第９号
茨城県ひたちなか市大字市毛1230番地
債務者　大貫　久夫
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１０号
茨城県ひたちなか市大字市毛1230番地
債務者　大貫　清美
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１２号
茨城県笠間市上郷1157番地
債務者　南指原久子（旧姓川末）
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２０号
茨城県水戸市平須町1822番地の３　市営平須住宅６棟３Ｅ―２号
債務者　齋藤　友弘
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１号
茨城県小美玉市下玉里1155番地１
債務者　山﨑　英雄
１　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部破産再生係

平成２５年（フ）第２７５号
栃木県小山市大字横倉562番地２　セキスイタウン２―101号室、前住所茨城県結城市大字鹿窪352番地４
債務者　廣瀬　千歳
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２９５号
茨城県古河市幸町20番７号、住民票上の住所茨城県古河市大堤２番地１
債務者　上田　敬子
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３０７号
茨城県筑西市布川1256番地10　グリーンハイツＡ101号、旧住所茨城県古河市尾崎3902番地１
債務者　倉本ふじ江
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部